知財権統合情報システム“MIPAT”の革新事例

飯田俊之*　中川雅之**
熱田ミハル*　加藤嘉一**
亀　一夫**　長山　馨***

要　旨

知的財産権(以下“知財権”という。)部門のBPR(Business Process Reengineering)と合わせて，組織運用の最大効率化と，最終的には高品質の知財権獲得の支援を目的とした知財権統合情報システム(Mitsubishi Integrated Patent System：MIPAT(注1))を構築した。

このシステムは以下のサブシステムで構成されている。

(1)　知財権情報管理システム“MIPAT／MP”

三菱電機の知財権活動の全社基幹システムとして，工業所有権における発明／考案／創作の創出から工業所有権の消滅までのすべての社内業務及び権利取得のための特許庁への手続きをサポートする。

(2)　知財権文書管理システム“MIPAT／FP”

当社の知財権活動において入手／作成／編集する文書を電子ファイリング化して，登録時に付与された属性を検索条件にして該当文書の表示／印刷／取り出しを行う。

(3)　技術情報検索システム“MIPAT／IP”

他社が既に出願又は権利化している特許情報を調査する機能と，検索した他社特許情報に対して各種の付加情報を蓄積する機能，及び特許庁からの特許公開公報・特許公告公報を電子データで購入し所要分類・技術分野の公報のみを各研究所・事業所ごとに自動配信する機能を持つ。

情報システムの革新に当たっては，データ中心システム設計，徹底した部品化アプローチなどの各種の設計技法を駆使して，開発の生産性向上と品質向上を図った。

既に上記システムを完成させ，運用開始を行い，効果を上げている。現在，知財部門のユーザーのみならず全社の技術者を対象とするために，各サブシステムのWeb化が急務となっている(MIPAT／IPはWeb化済み。)。また，セキュリティの強化を図りながらネットワークを強化して各システム間の一層の連結強化を図り，業務の効率を向上させることが今後の課題である。

(注1)“MIPAT”は，三菱電機㈱の登録商標である。

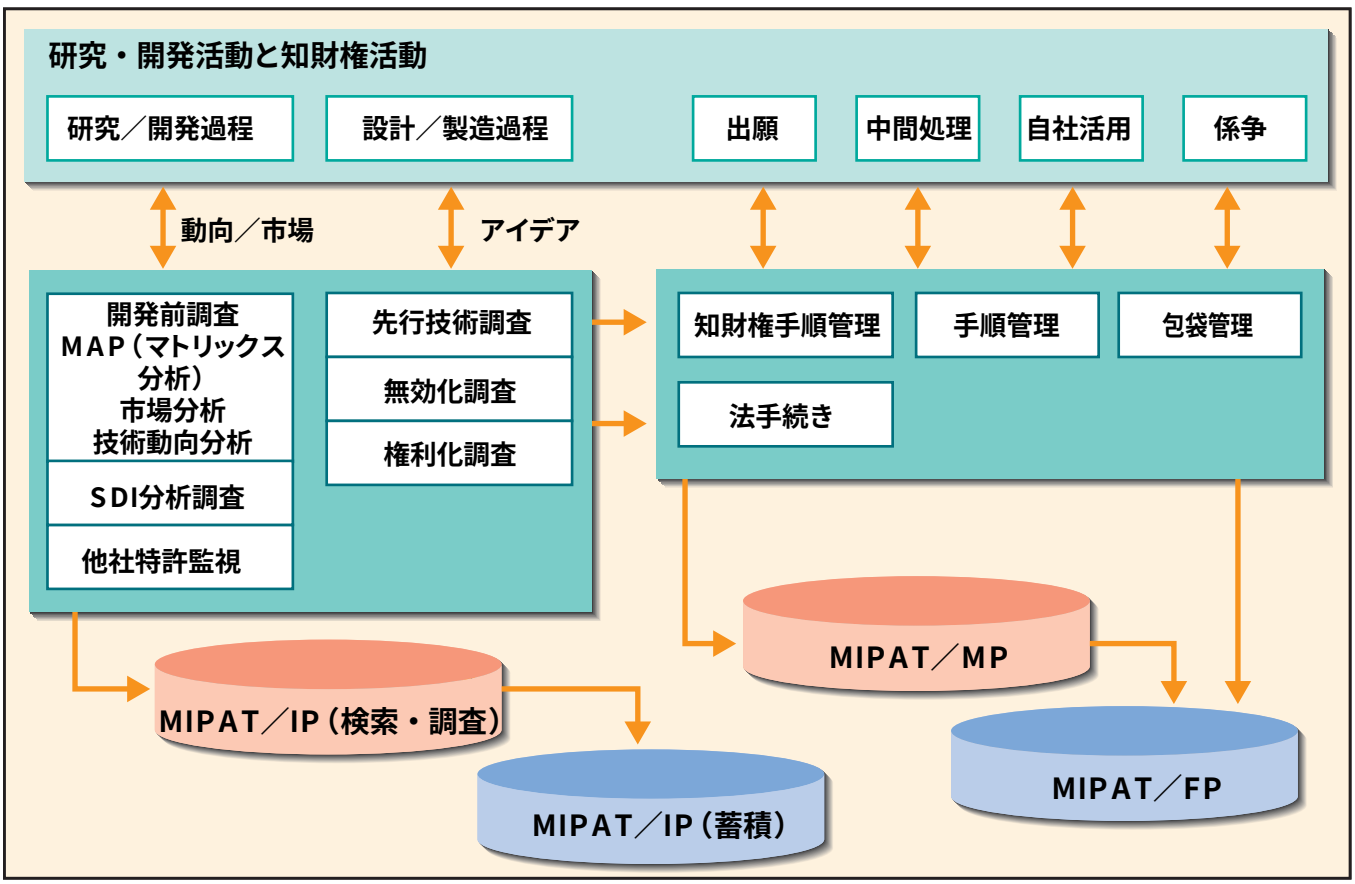

知財権業務におけるMIPATの位置付け

知財権関係の業務の流れと，システムとの関係を示している。各サブシステムは，知財権活動の各局面において，その業務支援を行っている。また，それらのデータは有機的に結合している。

*情報システム技術センター　**知的財産センター　***情報システム製作所